

＜消費生活用製品安全法＞

製品事故情報報告・公表制度の概要

消費生活用製品安全法（以下、消安法）では、製品事故の再発防止を図るため、私たちの日常生活に使われる製品に係る事故情報の報告及び公表等の措置が設けられています。

事故の再発防止対策

- 誰が** 消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者は
- いつ** 自らの製品で、製品事故が発生したとき
- 何を** 当該消費生活用製品を
- どうする** 回収する等の措置をとるよう努めなければなりません

製造・輸入事業者

- 誰が** 消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者は
- いつ** 自らの製品に重大製品事故が生じたことを知ったとき
- 何を** 当該消費生活用製品の名称、型式、事故の内容等を
- どうする** 主務大臣（経済産業大臣）に報告しなければなりません

- 誰が** 消費生活用製品の販売事業者は
- いつ** 製造事業者又は輸入事業者が消費生活用製品の回収措置を行うとき
- 何を** 当該回収措置等に
- どうする** 協力するよう努めなければなりません

販売事業者等

- 誰が** 消費生活用製品の小売販売事業者、修理事業者又は設置工事事業者は
- いつ** 重大製品事故が生じたことを知ったとき
- 何を** 重大製品事故の内容を
- どうする** 当該消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者へ通知するよう努めなければなりません

事故情報の収集と公表

- 誰が** 経済産業大臣は
- いつ** 重大製品事故の報告を受けたとき
- 何を** 当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称、型式、事故の内容等を
- どうする** 消費者へ迅速に公表します

経済産業大臣

事業者等の責務には どのようなものがあるのでしょうか？

事故情報の報告・公表

製造・輸入事業者

- 情報の収集と消費者への情報提供**
製造・輸入事業者は、自らの製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、消費者に対し適切に提供するよう努めなければなりません。
- 経済産業大臣への報告**
製造・輸入事業者は、自らの製品で重大製品事故が生じたことを知った場合には、知った日から10日以内に、当該消費生活用製品の名称、型式、事故の内容、製造・輸入数量等を経済産業大臣に報告しなければなりません。

販売事業者

- 情報の収集と消費者への情報提供**
小売販売事業者は、自ら販売した製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、消費者に対し適切に提供するよう努めなければなりません。
- 製造・輸入事業者への通知**
自ら販売、修理又は設置工事した製品に関して重大製品事故が生じたことを知ったとき、その内容を、製造・輸入事業者に通知するよう努めなければなりません。

製造・輸入事業者

- 事故原因の調査と製品回収等**
製造・輸入事業者等は、自らの製品について製品事故が生じた場合、事故の発生原因について調査を行う必要があります。その結果、危害の発生及び拡大を防止するために必要があると認められる場合、当該製品の回収その他の措置をとらなければなりません。

販売事業者

- 回収協力**
販売事業者は、製造・輸入事業者が行う回収等の危害発生及び拡大を防止するための措置に協力するよう努めなければなりません。

経済産業大臣

- 体制整備命令**
経済産業大臣は製造・輸入事業者が報告義務を怠った場合、重大製品事故に関する情報収集、管理及び提供のための必要な体制を整備するよう命令します。
- 危害防止命令**
経済産業大臣は、消費生活用製品の欠陥により、消費者の生命又は身体について重大な危害が発生又は発生する急迫した危険がある場合、製造・輸入事業者に対して、危害防止のために製品回収を命令します。
- 罰則**
上記の2つの命令のいずれかに違反した場合は、罰則が規定されています。(1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、併科されることもあります。)

事業者等の責務が報告・公表の対象となるのでしょうか？

＜消費生活用製品＞とは

◆『消費生活用製品』は、消費者の生活の用に供される目的で、通常、市場で消費者に販売されている製品をいいます。

消費生活用製品には、建築物、構造物(遊園地のメリーゴーランド等)、原材料(原油、鉄鉱石等)は含まれません。

◆製造・輸入事業者が業務用として製造又は輸入している製品であっても、消費者が、例えば、ホームセンター等で容易に購入可能で、一般家庭でも使用できるような製品はすべて消費生活用製品となります。

◆なお、消安法以外の法令で個別に安全規制が図られている以下のような製品は、消費生活用製品から除外されています。

◆消費生活用製品に含まれないもの

- 食品 食品添加物 洗剤 医薬品
- 医薬部外品 化粧品 医療用具
- 船舶 消火器具 銃銃
- 自動車 オートバイ 毒物・劇物 等

＜重大製品事故＞とは

◆『重大製品事故』とは、製品事故のうち、危害が重大なものをいいます。具体的には以下のいずれかに該当するものです。

- 消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故
 - 死亡事故 一酸化炭素中毒事故
 - 重傷病事故(治癒に要する期間が30日以上(負傷・療傷)後遺障害事故(失明、身体欠損等)
- 消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの
- 火災(消防が確認したもの)

◆『製品事故』とは、消費生活用製品の使用に伴い生じた事故で、消費生活用製品の使用生じたものでないことが明らかでない限り、製品事故による生じた事故は、製品の欠陥によって生じた事故か不明なもの、製品事故に含まれるので、注意が必要です。(製品事故に該当しないものについては、経済産業省のウェブサイトで順次公表しています。)



Q&A

～判断に迷ったときは、必ず報告して下さい～

Q ホームセンターで売られている比較的安全なシュレッダーを家庭で使用し、子供が指を切断したときは？

A 家庭で使用されていることが想定されながら、砥の投入口が子供の手のサイズを考慮して設計・製造されていないことや、投入口の材質が柔らかく、たわんで指が入るなど、製品の欠陥がないことが明らかでない限り、製品事故に該当します。また、身体欠陥は重大製品事故ですので、報告の対象となります。

Q 業務用ガスオープンとして海外で製造されたものを、家庭向けにも輸入・販売していた製品が、家庭で発生した火災事故は？

A 業務用製品であっても、一般消費者が容易に購入でき、現に、その製品で重大製品事故が発生した場合に、報告の対象となります。

Q 天ぷら鍋を自動消火装置のついていないガスコンロにかけたまま、その場を離れ、火災事故が発生した場合は？

A 基本的に、一般消費者による重大製品事故と見られるため、製品事故に該当しないとはなりません。

消費者の皆様へ

❖ 重大製品事故を知った場合

◆消費者が重大製品事故を知った場合には、製品の製造・輸入事業者又は製品を購入された販売事業者等へその旨をお伝え下さい。また、独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)では、製品事故情報の収集・分析等を行っています。事故の再発防止のため、事故情報の提供にご協力下さい。

独立行政法人製品評価技術基盤機構 フリーダイヤルFAX：0120-23-2529
nite事故情報ページ：<http://www.jiko.nite.go.jp/>

◆製造・輸入事業者が、消安法に基づく重大製品事故に該当するか否かを判断するため、事故に遭われた方に対して、医師の診断書の確認を求める場合があります。

◆消費生活用製品の安全性の確保に関して、消費者に対して危害が発生するおそれがあると認められるときには、どなたでも主務大臣(経済産業大臣)に対して申出を行い、適切な措置を取るよう求めることができます(申出制度)。申出が事実であると認められる場合には、消安法に基づいた措置等を行います。

❖ 事故情報を知りたい場合

◆経済産業省に報告された重大製品事故に関する最新情報は、経済産業省のウェブサイトから得られます。同様に、製品リコール情報等についても、経済産業省のウェブサイトから情報が得られます。なお、緊急性の高い製品事故については、経済産業省が記者発表を行うこととしています。

経済産業省の製品安全のページ：http://www.meti.go.jp/product_safety/

◆また、独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)のウェブサイト(<http://www.jiko.nite.go.jp/>)においても、製品事故やリコールに関する最新情報が掲載されています。

製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン

消安法に基づく事故情報の報告・公表制度は、いわば守るべき最低限のルールです。経済産業省では、製品安全の確保に向けた事業者自らの取組を促すため、企業トップの意識の明確化や体制整備、行動の在り方等について示した「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」を策定・公表しました。(平成19年3月)

製造事業者、輸入事業者、修理・設置工事事業者、販売事業者のそれぞれの立場から「1. 企業トップの意識の明確化について」、「2. 体制整備及び取組について」、「3. 中小企業が取り組むべき項目」について記されています。



◆製造事業者に係る自主行動指針

1. 企業トップの意識の明確化について
2. 体制整備及び取組について
 - (1) リスク管理体制の整備
→ 部局横断的な製品安全担当部署の設置など
 - (2) 情報の収集・伝達・開示等の取組について
→ 製品事故等の情報について、直ちに経営トップに伝達する
→ 製品事故等の情報について、社外の関係者に対して迅速かつ適切に開示する
→ 国への報告義務のない重大製品事故以外の製品事故についてもniteへ報告するなど
 - (3) 製品回収等の取組について
→ 製品回収対応マニュアルを作成し、速やかで実効性のある製品回収体制を整備する
→ 製品回収等の緊急時を想定して、保険への加入等の体制を整備する
3. 中小企業が取り組むべき項目

◆輸入事業者に係る自主行動指針

◆修理・設置工事事業者に係る自主行動指針

◆販売事業者に係る自主行動指針

詳しくは、経済産業省の製品安全のページ：http://www.meti.go.jp/product_safety/

【お問い合わせ先】経済産業省 商務情報政策局 製品安全課 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
電話 03-3501-4707 FAX 03-3501-6201 e-mail seihin-anzen@meti.go.jp
03-3501-1707(製品事故対策室)